

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 7 月 3 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門神栖拠点長 高橋 秀行

1. 工事概要

- (1) 工事名 たか丸 作動油冷却器換装業務
- (2) 工事場所 請請負ドック業者指定係留場所
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 たか丸
- (3) 工事内容 入札説明書による。
- (4) 履行期限 令和 7 年 8 月 2 9 日
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「船舶整備」又は「その他」で「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から建設工事契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、全省庁統一資格の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付
茨城県神栖市波崎 7 6 2 0 - 7
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門神栖拠点管理チーム
電話 0 4 7 9 - 4 4 - 5 9 3 2
F A X 0 4 7 9 - 4 4 - 1 8 7 5

② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「たか丸 作動油冷却器換装業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

③ メールによる交付
任意書式に「たか丸 作動油冷却器換装業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 7 年 7 月 1 4 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日ま

での質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に
対して行うとともに当機構のホームページにて公表する
ことにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付
け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の
個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等
を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所
を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答す
ることがある。

5 . 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
- 令和 7 年 7 月 2 4 日 1 4 時 0 0 分
茨城県神栖市波崎 7 6 2 0 - 7
国立研究開発法人水産研究・教育機構
神栖庁舎 研究本館 1 階会議室
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所
- 令和 7 年 7 月 2 4 日 1 2 時 0 0 分
3 . ① に同じ。

6 . そ の 他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 免除。
- (3) 入札の無効
- 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札
書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
- 要。
- (5) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入
札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知
書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7 . 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長
相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注 1 とし
て再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めているこ
と※注 2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開
発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注 1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有す
る者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力
を与えると認められる者を含む。
※注 2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲
げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引
の実績による。
- (2) 公表する情報
上記 (1) に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契
約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 O B ）の人数、職名及び
当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいず
れかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時時点で在職している当機構 O B に係る情報（人数、現在の職名及び当
機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 たか丸 作動油冷却器換装業務
2. 業務目的 作動油冷却器に経年劣化によるクラックが発見されたが、修繕は不可能と判断されることから、既設作動油冷却器を新規作動油冷却器（機構支給）に換装することを目的とする。
3. 業務場所 請負ドック業者指定係留場所
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 たか丸
（たか丸の定けい港（館山港）から 96 マイル以内の請負者造船所）
4. 履行期限 令和 7 年 8 月 2 9 日
（業務期間は 1 4 日以内とする）
5. 業務内容
 - （1）接岸作業補助
タグボートを使用し、接岸作業の補助を行うこと。
 - （2）右舷ボルテッドハッチ解放、各機器・配管の取外し陸揚げ
右舷ボルテッドハッチを解放し、作動油冷却器周辺の機器、配管の取り外しを行い陸揚げすること。
 - （3）甲板油圧機器作動油（以下、作動油）陸揚げ保管
作動油を抜取り、陸揚げ保管すること。（保管容器は綺麗なものを請負業者が用意すること。最大値で 2200L が想定される。）
また、抜取口が無い為作動油タンクを解放し施工すること。
 - （4）（3）後、タンク清掃
作動油の抜取後、タンク内を清掃すること。
 - （5）作動油冷却器の取外し陸揚げ、新規作動油冷却器の搬入・取付け
既設の作動油冷却器の取り外しを行い、機構支給の作動油冷却器を取付けること。
 - （6）（2）で陸揚げした機器・配管の搬入・復旧
（2）で取外した機器、配管を復旧し、使用可能な状態することに。
 - （7）（3）で陸揚げした作動油積込
（3）で抜取を行った作動油を積み込むこと
 - （8）各部確認、動作確認

(1)～(7)までの作業終了後、右舷ボルテッドハッチの気密確認含む各部の確認を行うこと。また、担当職員立ち会いの下、装置の試運転を行い、正常に動作することを確認し、担当職員の承諾を得ること。

(9) 機関室内の廃油・ビルジを陸揚げ廃棄処理。(約2KL)

作業等で機関室内に溜まっている廃油、ビルジの廃棄処理を行うこと(処理証明書を提出すること。)

(10) 離岸作業補助

離岸に伴う作業の補助を行うこと。

6. 特記事項

(1) 資材工具及び廃材

本業務にて使用する交換部品(パッキン)や工具等については、すべて請負者にて準備することとし、本業務で発生した廃材は施設敷地外へ搬出し、関係法令に基づいた処分を行うこと。

(2) 関連機器重量

機構支給作動油冷却器：102kg

(南野製作所：SL-083BX 8.28 m³)

(3) 作業報告書

上記5.(1)～(8)の業務終了後、業務実施状況及び写真、報告書を作成し、紙媒体又は電子ファイルにより各1部提出すること。

(4) 便宜供与

①本船に飲料水・電気(AC220V、150A)を供給すること。

②炊事場、食堂、事務室(Wi-Fi 設備付)、入浴設備(洗濯設備付)及び宿泊施設(数量は別紙のとおり)を提供すること。

③本船乗組員の作業に必要な工具類(エアホース等)の貸与、クレーンの使用、雨天作業場、物品保管場所について便宜を図ること。

7. その他

詳細については担当職員の指示に従うこと。